

令和2年4月15日

岸川中学校保護者 様

川口市立岸川中学校
校長 中山 明広

休業期間中の校庭開放について

春暖の候、保護者の皆様には日々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月7日（火）に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、それに伴って5月6日（水）まで臨時休校が継続されているところですが、生徒の健康維持、運動機会の提供を目的として、本校の校庭を下記のとおり開放いたしますのでお知らせいたします。

記

- 1 期 間 4月15日（水）～5月1日（金）まで（土日及び祝祭日を除く）
※雨天時及び雨天後のグラウンド状態不良の場合も開放しません。
- 2 開放時間 午前9時00分～午前11時00分まで
(午前9時00分以前の来校はできません)
- 3 開放場所 本校校庭（受付：職員室）
- 4 対象者 在校生及びその保護者（他校生は利用できません）
- 5 服 装 ジャージ（本校生徒）
※テニスコートを使用する場合はテニスシューズ着用のこと
- 6 留意事項
 - (1) 生徒の行き来については、保護者の責任において行ってください。
（行き来の方法や持ち物は日常に準じます） ※自転車での登校は厳禁です
 - (2) 家庭で体温を測り、日々行っている健康観察表に記入して持参してください。受付時に確認します。体調不良や微熱がある場合は来校しないでください。
(保護者印がない場合は校庭開放に参加できません)
 - (3) 密集、密接を招くような活動はできません。
 - (4) 接触感染や事故防止のため、鉄棒などの学校設備は使用できません。
※グラウンド等は現状のまま使用してください。移動式ゴール等の体育施設に手を触れたり、移動させたりしないでください。
 - (5) 学校や部活動の道具は使用できません。道具が必要な場合は各自で持参してください。
 - (6) ごみは必ず持ち帰ってください。
 - (7) 状況により、急遽開放を中止する場合があります。予めご承知おきください。